

射水市監査委員告示第7号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和8年7月に実施した市民病院（経営管理課、医事課）の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年7月17日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 長 谷 川 清 彦

射水市監査委員 山 崎 晋 次

定例監査結果報告

第1 監査概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査対象

市民病院（経営管理課、医事課）

(2) 選定理由

市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査
監査委員監査	経営管理課	令和7年7月2日～ 令和7年7月16日 (令和6年度執行分)
	医事課	

2 監査目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和7年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい支出をするリスク	ア 支出負担行為は予算執行計画及び予算配当に基づいているか。また、その額を超えていないか。
	イ 不経済な支出及びその他不適当と認められる支出はないか。
	ウ 事務処理が遅延したため、延滞利息を支払っているものはないか。
	エ 消費税及び地方消費税の計算は適正に行われているか。
	オ 議会の議決に付すべき事由による支出は適正にその手続きがなされているか。
	カ 特に年度末において当面必要としない物品を購入していないか。
(2) 契約が適法に履行されないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。 また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。

	ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。 また、これらの内容は適正か。
	エ 年間契約などの支払の時期設定は適切か。
	オ 検査の実施時期に遅れはないか。

4 監査の実施内容

市民病院の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和8年7月1日から令和8年7月15日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 経営管理課

経営管理課は、病院事業の予算及び決算に係る事務等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 病院事業会計の出納及び資金の運用に関すること。
- ② 病院職員の人事、給与及び服務に関すること。
- ③ 病院施設の維持管理に関すること。
- ④ 病院施設及び設備の整備に関すること。

(2) 医事課

医事課は、患者の受付及び入退院事務等を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 患者の受付及び入退院事務に関すること
- ② 診療報酬の請求、集計及び整理に関すること。
- ③ 病歴管理に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

第4 意見

射水市民病院

1. 令和7年度においては、入院収益および他会計補助金の増加が見られたものの、昨今の経済状況に起因する費用増加がこれを上回り、結果として純損失を計上することとなった。

しかしながら、病床利用率、経常収支比率、手術件数といった各経営指標において前年度実績を上回る改善が見られたことは、これまでの経営努力の一端として評価する。

その一方で、病床利用率をはじめとする複数の主要経営分析項目が依然として設定した目標値に達していない点は、今後の重要な課題であると認識している。

今後は単なる努力目標に留まらず、具体的な取り組み内容を明確化するとともに、その成果を示す具体的な数値目標として設定し、目標達成に向けた着実な進捗に努められたい。

2. 喫緊の課題である医師の安定的な確保と病床稼働率のさらなる向上、そして外来患者数の確保については、具体的な方策を速やかに講じられたい。

これにより、病院機能が着実に維持されるとともに、経営強化プラン期間中の収支目標が確実に達成されるよう努められたい。

3. 企業債については、借入額が償還額を上回らないよう留意し、かつ資金不足に陥ることのないよう、抜本的な収支改善に努めるとともに、一般会計からの繰入金頼みの体質とならないよう取組まれたい。

そのためには、赤字の抜本的な原因を個別に詳細に分析し、その結果に基づいた具体的な改善策を講じるとともに、これら一連の取組を通じて、中長期的な視点に立った健全な財政基盤と安定した運営体制が確立されるよう努められたい。